

美しい山・川・海 人が躍動する 交流と共生のまち

広報  
ふるさと

# 香 美

6 平成 27 年 (2015)  
月号 No. 123



【写真】

## － 自転車の正しい乗り方を学ぼう －

うづか幼稚園・兎塚小学校交通安全教室

4月30日、うづか幼稚園・兎塚小学校で子どもたちの安全意識の向上や、交通事故防止を目的として行われた交通安全教室。子どもたちはグラウンドに設けたコースを自転車で走り、正しい乗り方や交通ルールを真剣に学んでいました。

(本号 14 ページに関連記事を掲載)

## 今月の主な内容 (Contents)

- 2 まちのうごき  
土砂災害から命を守りましょう
- 4 まちからのお知らせ  
平成 27 年度町連合自治会の新体制が決定  
出前講座をご利用ください  
役場各課などからのお知らせ ほか
- 14 まちのできごと
- 16 ふるさとの誇りを訪ねて  
(別冊 けいじばん、いきいきカレンダー)

梅雨・集中豪雨の時期

土砂災害から命を守りましょう

● 問い合わせ先 役場総務課防災安全室

長雨や大雨により地面に大量の水が染み込み、弱くなった斜面が崩れることで発生する土砂災害。そのほとんどが梅雨や台風などの集中豪雨によるものです。

一般的に、1時間に20mm以上または降り始めから100mm以上の雨が続いた場合、土砂災害の発生危険度が高まるといわれています。

こうした災害から身を守るためには、気象情報や災害の前触れに注意し、事前に避難準備や避難経路の確認をしておくことが大切です。

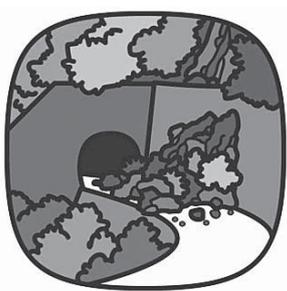
町では、さまざまな災害時の対応方法をまとめた「防災ハンドブック」を作成し、全戸配布を行いました。普段からの備えのために活用してください。

注意しよう！

土砂災害の前兆現象

土砂災害には①土石流②がけ崩れ③地すべりの3種類があります。また、これらの発生前には、地鳴りなどの異音、土臭いなどの異臭、流水やわき水の異常などの前兆現象が確認される場合があります。

こうした前兆現象を見聞きしたら、災害の発生を警戒するとともに、早めに避難するよう心掛けてみましょう。

		主な特徴	主な前兆現象
① 土石流		山腹や溪流にたまった土砂が集中豪雨などで一気に下流へと押し流される現象。一瞬のうちに家屋や田畑を壊滅させます。	【直前】 ・周囲が土臭い、地鳴りがする ・流水が急激ににごる ・溪流の水位が異常に低下する 【1～2時間前】 ・溪流内で石の転がる音がする ・流木が発生する 【2～3時間前】 ・流水が異常ににごる
② がけ崩れ		斜面の地表に近い部分が突然崩れ落ちる現象。崩れ始めから崩れ落ちるまでが短時間であるため、避難が難しい災害です。	【直前】 ・わき水が止まる、噴き出す ・斜面の一部に亀裂が発生する ・斜面が膨らみだす ・小石がぼろぼろ落下する ・地鳴りがする 【1～2時間前】 ・小石がばらばら落下する ・新たなわき水が発生する ・わき水がにごる 【2～3時間前】 ・わき水の量が増加する ・斜面の表面を水が流れる
③ 地すべり		斜面（の一部）が地下水と重力の影響でゆっくりと下方へ移動する現象。大規模なものが多いことから、大きな被害をもたらします。	【切迫性が極めて大きい】 ・地鳴り、山鳴りがする ・地面が震動する 【切迫性が大きい】 ・池や沼の水位が急変する ・亀裂や段差が発生、拡大する ・落石や小さな崩落がある ・構造物が膨らみだす ・構造物に亀裂が発生する ・木の根が切れる音する ・樹木が傾く 【切迫性が小さい】 ・井戸水がにごる ・わき水が枯れる ・わき水の量が増加する

# 早めの避難のために 「きんこう」

## ① 住んでいる場所を知る

土砂災害の発生に対して特に注意を必要とする場所として①扇状地②山岳地帯③造成地——などがあります。

①は山間部での集中豪雨による土石流に②は集中豪雨による山崩れ、特に木の少ない山間部における土石流に③は地盤が緩むことによる危険性に、それぞれ注意が必要です。土砂災害の発生の恐れがある地域は「土砂災害警戒区域」に指定されています。普段から自分の住んでいる所がどんな場所なのか確認しましょう。「兵庫県CGハザードマップ」(下記)で検索できます。

ただし、土砂災害警戒区域に指定されていなくても、普段から危険を感じる場所がある場合は近づかないでください。

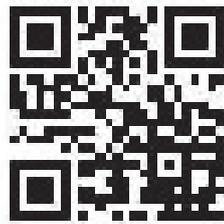
## ② 雨が降り出したら!

テレビやラジオなどをつけて気象警報に注意するとともに、

に、気象庁が発表する「土砂災害警戒情報」にも注意しましょう。

こうした情報は「防災ネット香美」(ひょうご防災ネット)に事前に登録しておくことで、お手元のスマートフォンや携帯電話などに自動で送信されます。

登録はホームページ (<http://bosai.netkanji>) か、左のQRコードからも行えます。



## ③ 避難情報に注意!

役場が発令する避難情報には、その程度により①避難準備(避難の準備、要援護者の避難開始)②避難勧告(指定された場所への速やかな避難開始)③避難指示(直ちに避難)——の3つがあります。

ただし、避難情報が発令されていなくても、身に危険を感じた場合は自主的な避難を始めましょう。



## フェニックス共済

あらゆる自然災害を対象に、災害発生時に被害を受けた住宅の再建・補修を支援するフェニックス共済(兵庫県住宅再建共済制度)。

住宅には年額5,000円の負担で最高600万円(半壊以上の場合)の、家財には年額1,500円の負担で最高50万円(床上浸水または半壊以上の場合)の給付があります。

また、住宅には年額500円の追加負担で補修時などに25万円(一部損壊の場合)を給付する制度もあります。

災害はいつ発生するか分かりません。「もしも」「まさか」に備えて、ぜひ加入しましょう。



## 兵庫県CGハザードマップ

兵庫県は、防災意識の向上と災害時の的確な行動を啓発するため、防災・減災に役立つ情報「兵庫県CGハザードマップ」を、県のホームページで配信しています。

このシステムは平時と災害時の利用にあたり次のような特徴がありますので、大雨などに備えて一度ご確認ください。

### 【平時】

- 5つの自然災害(洪水、土砂災害、津波、高潮、ため池災害)の浸水エリアや危険箇所、避難に必要な情報を表示します。  
※見たい地点を郵便番号、主要施設、地図等から簡単に検索可能
- 駅や公共施設などの主要地点において、災害危険度のイメージをCGなどで確認できます。
- 災害の恐ろしさや避難時の留意点など学ぶ「防災学習」を掲載しています。
- 作図機能を用いて、地域の防災マップの作成が可能です。  
※文字や線などで地域ごとの災害時の危険箇所を追加可能

### 【災害時】

- リアルタイム情報(雨量、水位、カメラ画像など)や避難所情報を表示します。
- 気象情報に加え、各種観測情報(河川、道路、土砂災害、潮位)などを一元的に提供します。







お気軽にご利用ください！

# 平成27年度 出前講座開講

●問い合わせ（申し込み）先 役場総務課

出前講座は、町民の皆さんが主催される集まりに町職員が無料で講師として出向き、担当する業務についてお話をするものです。

講座には下表のものがあります。また、ご要望があればこれ以外の業務も説明します。

No	講座名（担当部署）	講座内容
1	防災安全（総務課）	町の防災体制、災害への備え方、対策など
2	予算から見たまちづくり（財政課）	平成27年度予算から見たまちづくり
3	公共交通（企画課）	バス、鉄道などの公共交通機関の利用
4	町税のしくみ（税務課）	町税の概要
5	消費者問題（町民課）	悪徳商法（無料点検商法、架空請求など）から身を守る
6	ごみの資源化・減量化に向けた取り組み（同上）	ダンボールゴミコンポストを利用した生ごみの減量化、マイバッグ運動によるレジ袋の削減など
7	ごみの分け方・出し方（同上）	新分別区分の正しいごみの分け方・出し方
8	マイナンバー制度（同上）	10月から「個人番号」の付番・通知が始まるマイナンバー制度～通知カードと個人番号カード～
9	国民健康保険、福祉医療助成制度（健康課）	国民健康保険の概要、暮らしに役立つ福祉医療助成制度の給付内容（高額医療費の還付・貸付、補装具代の還付など）
10	健康づくり（同上）	食育、子育て、生活習慣病予防、こころや歯の健康、予防接種など、生涯を通じた健康づくりの実践
11	後期高齢者医療制度（同上）	後期高齢者医療制度のしくみ、暮らしに役に立つ給付内容（高額医療費の還付、補装具代の還付など）
12	特定健診、特定保健指導、がん検診（同上）	健（検）診の意義、特定保健指導の内容、健康寿命を伸ばす生活習慣指導など
13	福祉施策（福祉課）	福祉の各種制度の概要（児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉など）
14	介護保険（同上）	介護保険制度の概要（サービス、利用者負担、介護保険料、相談窓口など）
15	介護予防いきいき講座（同上）	高齢者の転倒や認知症の予防、心の健康、食生活改善など
16	認知症サポーター養成講座（同上）	認知症を正しく理解し、当事者やその家族を温かく見守る応援者の育成など
17	山陰海岸ジオパーク（観光商工課）	山陰海岸ジオパークの概要とその魅力
18	農振農用地と農地転用（農林水産課）	農振農用地の指定と解除、農地転用許可など
19	道路網（建設課）	但馬地域の高速交通網と整備の現状
20	水道のしくみ（上下水道課）	水道のあらまし、浄水場の見学
21	下水道のしくみ（同上）	汚水処理（水再生）のしくみ、浄化センター見学
22	下水道への接続相談（同上）	下水道接続なんでも相談
23	香美町の教育（教育総務課※）	町教育振興基本計画の概要、教育の重点
24	3つの町民運動（同上）	読書、あいさつ、体力づくり運動
25	ふるさと給食（同上）	学校給食を通じた食育や地産地消の推進など
26	学校教育（こども教育課※）	小中学校の教育の概要
27	就学前教育（同上）	就学前教育の概要
28	子育て学習（同上）	子育て学習の概要
29	香美町の歴史文化（生涯学習課※）	町内の歴史や文化遺産を分かりやすく解説
30	生涯学習とふるさと教育（同上）	生涯学習、ふるさと教育、社会教育の概要
31	人権を学ぶ（同上）	ワークショップにより、人権について考える
32	ラジオ体操、ウォーキング講座（同上）	身近で継続できる体力づくり
33	在宅介護（公立香住病院）	介護の心得と身体のお世話

注）担当部署で※があるものは町教育委員会部局

### ▼申し込み方法

申し込みができるのは、原則、町内に在住、在勤、在学の10人以上の団体・グループです。

開催予定日の2週間前までに、役場へお申し込みください。

### ▼開催日時・場所

原則、平日13:00～21:00までの間で90分以内。会場は町内とします。

### ▼会場の手配など

会場設営や講座運営は、申し込み団体が行ってください。会場使用料が必要な場合は、申し込み団体が負担してください。また、材料費などは、申し込み団体に負担していただくことがあります。

### ▼開催にあたって

政治、宗教、営利を目的とした講座には講師を派遣できません。





# 7月1日から

## 福祉医療の受給者証を更新します！

●問い合わせ先 役場健康課・各地域局

福祉医療とは、乳幼児や小・中学生、母子・父子家庭、障害者、高齢者などのうち、一定の要件を満たす皆さんの医療保険診療における自己負担分の一部（中学生までは全額）を、県や町で助成する制度です。



### 6月下旬に 新しい受給者証を郵送

現在お持ちの「福祉医療費受給者証（青色）」の有効期限は、6月30日（火）です。

受給資格審査の結果、引き続き受給資格のある人には6月下旬に新しい受給者証（黄色）を郵送します。7月からは新しい受給者証を健康保険証などと一緒に医療機関などで提示してください。

なお、所得制限などにより該当しない人には非該当の通知を郵送します。

### 新たに受給資格を 有する人へ

次の①、②のいずれかに該当する人は新たに受給資格が発生しますので、

役場健康課または各地域局で申請してください。

- ①他市町から転入して申請手続きが済んでいない人
  - ②受給資格要件を満たしているが未申請の人
- ※申請手続きには、印鑑と健康保険証などが必要です。

### 所得課税証明の提出が 必要な人へ

- 本人、配偶者、扶養義務者で次の①②③のいずれかに該当する場合は、平成27年度（平成26年分）所得課税証明書の提出が必要です。
- ①平成27年1月2日以降に町内に転入した場合
  - ②扶養義務者などが町外に在住している場合

る場合

- ③その他の理由により、香美町で所得課税状況の確認ができない場合
- ※受給資格審査には平成26年中の所得要件の確認が必要です。所得申告をしていない人や所得申告が必要な人も、受給資格審査のために早急に役場税務課で申告してください。

### 受給者証を 使用する際の注意点

- ①保育園、幼稚園、小・中学校などにおける負傷や疾病に対する診療には、「災害共済給付」が行われる場合がありますので、原則として受給者証を使用できません。
- ②他の公費負担医療の給付を受けられる場合は、福祉医療制度の対象になりません。
- ③転居、転出、世帯構成の異動、所得の修正申告などがあった場合は、受給資格変動の可能性があるため届け出が必要です。

- ④県外の保険医療機関などでは受給者証を使用できません。健康保険証のみで受診後、役場健康課または各地域局で申請することで、医療費が助成されます。
- 申請の際には、領収書の原本、印鑑、健康保険証、受給者証、振込口座の分かるものをご持参ください。
- ⑤保険給付の対象外のものには助成されません（差額ベッド代、食事代、文書料など）。



## 各種福祉医療制度の対象者、所得制限、負担限度額などの一覧

区分・対象者	所得制限	負担限度額など
<b>老人医療費助成制度</b>		
65～69歳までの人	町民税非課税世帯で、所得金額に年金収入額を加えた額の合計が80万円以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>■誕生日が昭和24年7月1日以降               <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己負担割合 定率2割負担</li> <li>・負担限度額（月額） 外来：区分Ⅰは8,000円、区分Ⅱは12,000円 入院：区分Ⅰは15,000円、区分Ⅱは35,400円</li> </ul> </li> <li>■誕生日が昭和24年6月30日以前               <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己負担割合 区分Ⅰは1割負担、区分Ⅱは2割負担</li> <li>・負担限度額（月額） 外来：区分Ⅰ、Ⅱのいずれも8,000円 入院：区分Ⅰは15,000円、区分Ⅱは24,600円</li> </ul> </li> </ul>
<b>重度障害者医療費助成制度</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害程度が1、2級の身体障害者</li> <li>・重度（療育手帳A判定）の知的障害者</li> <li>・重度（精神障害者保健福祉手帳1級）の精神障害者</li> </ul>	本人および扶養義務者などの町民税所得割税額の合計額が23万5千円未満（注1）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■外来 1保険医療機関など当たり1日600円を限度に月2回まで（低所得者は1日400円を限度に月2回まで）</li> <li>■入院               <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己負担割合 定率1割負担</li> <li>・負担限度額（月額） 一般2,400円（低所得者は1,600円）（注2）</li> </ul> </li> </ul> ※連続して3ヵ月を超える入院の場合、4ヵ月目以降の一部負担はなし
<b>高齢重度障害者医療費助成制度</b>		
後期高齢者医療制度の被保険者のうち、上記「重度障害者医療費助成制度」の対象者に該当する人	上記重度障害者医療と同じ	上記重度障害者医療と同じ
<b>母子家庭等医療費給付制度</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳に達した年度の末までの子どもまたは20歳未満の高校在学中の生徒を監護する母（父）およびその子ども</li> <li>・遺児（年齢は同上）</li> </ul>	児童扶養手当（全部支給）の所得制限の基準を準用（扶養親族2人の場合、所得95万円未満）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■外来 1保険医療機関など当たり1日800円を限度に月2回まで（低所得者は1日400円を限度に月2回まで）</li> <li>■入院               <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己負担割合 定率1割負担</li> <li>・負担限度額（月額） 一般3,200円（低所得者は1,600円）（注2）</li> </ul> </li> </ul> ※連続して3ヵ月を超える入院の場合、4ヵ月目以降の一部負担なし
<b>乳幼児等医療費助成制度</b>		
0歳～小学3年生までの子ども	扶養義務者などの町民税所得割税額の合計額が23万5千円未満（注1）（0歳児は所得制限なし）	外来、入院のいずれも全額無料
<b>こども医療費助成制度</b>		
小学4年生～中学3年生までの子ども	扶養義務者などの町民税所得割税額の合計額が23万5千円未満（注1）	上記乳幼児等医療と同じ

注1…住宅借入金等特別税額控除や寄付金税額控除のそれぞれの適用前の額から、16歳未満の扶養親族1人につき19,800円、16歳以上19歳未満の扶養親族1人につき7,200円を差し引いて計算

注2…表中の「低所得者」とは、町民税非課税世帯で、所得金額に年金収入を加えた額の合計が80万円以下の人を指す



児童手当の現況届出

## 提出期限をお忘れなく！

●問い合わせ（提出）先 役場福祉課・各地域局

児童手当を受けている人は、引き続き支給できる要件を満たしているかを確認するため、6月1日現在の状況について「現況届」の提出が必要です。  
この手続きを行わないと、6月分以降の手当が受けられなくなります。すでに送付している現況届に必要な事項を記載し提出してください。

●提出期限

6月30日（火）

※未提出のまま2年が経過すると、時効により受給権を失います。

●提出書類

①現況届

②受給者の健康保険証の写し

※受給者の年金が厚生年金や共済年金など国民年金以外の場合

③平成27年度（平成26年分）所得課税証明書

※平成27年1月1日現在、町内に住所がなかった場合  
このほか状況に応じて提出が必要となる書類があります。



10月から12桁の個人番号を通知

## マイナンバー制度が始まります！

●問い合わせ先 役場企画課・町民課

マイナンバーとは、国民全てに12桁の番号を付番して行政事務などを効率化することで、皆さんの利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現しようとして作られた制度です。

●マイナンバーとは

国民一人一人に付番される12桁の番号のことで、中期在留者や特別永住者などの外国人にも付番されます。

この番号は、情報が漏えいして不正に使われる恐れがある場合を除いて生涯変わることはありませんので、第三者に知られることのないようしっかりと管理してください。

●10月から通知します

町内に住民票がある全ての人に対して、今年の10月からマイナンバーの通知カードを発送します。

発送は住民票の住所地に行きますので、住民票の住所と異なるところにお住まいの人はご注意ください。

●平成28年1月から運用します

平成28年1月から段階的に、社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーの利用が開始されます。

●個人番号カードも交付できます

マイナンバー通知後、申請を行えば平成28年1月以降に、個人番号カードの交付を受けることができます。

この個人番号カードには、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載されるほか、本人の写真が表示されますので、身分証明書としても利用できます。

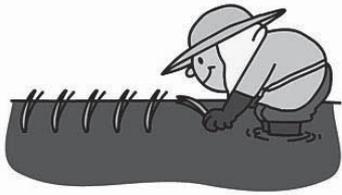
現在、住民基本台帳カードをお持ちの人はカード記載の有効期限まで利用することができますが、個人番号カードの発行を希望する人は、その交付時に住民基本台帳カードを返納ください。個人番号カードと重複して持つことはできません。

●詳しくは…

全国共通ナビダイヤル  
0570・20・0178（有料）  
午前9時30分～午後5時30分  
（土日祝日・年末年始を除く）



▲マイナンバーキャラクター「マイナちゃん」



意欲のある農業者を支援

# 農地の借受希望者を募集！

●問い合わせ先 役場農林水産課

町では、集落や地域農業の振興を図るため、担い手の確保や将来の農地利用について定める「人・農地プラン」の作成や、農地中間管理機構の活用を呼び掛けています。

農地中間管理機構を活用して農地を借り受けるには、あらかじめ借受希望の申し込みが必要になります。

「新たに農地を借りて規模拡大をしたい」「分散した農地をまとめたい」「新規就農するの農地を借りたい」と考えている人はお申し込みください。

●申し込み期限

6月30日（火）

※郵送の場合は当日消印有効

●申し込み方法

役場農林水産課または各地域局に備え付けの申込書（兵庫みどり公社HPからダウンロード可）に必要な事項を記載し、役場農林水産課または各地域局に提出してください。

メール・FAXの場合は同公社へ直接お願いします。

※FAX

078・361・8128

季節の変わり目、元気に過ごそう  
熱中症にならないため！

## いきいき通信



●問い合わせ先  
いきいき相談センター（役場福祉課内）  
TEL 0796・36・4004（直通）

高温多湿な環境に長時間いることで体温調節がうまくできず、熱が体内にこもってしまふ「熱中症」。めまい、吐き気、だるさなどといった症状があり、重症になると命に関わることがあります。

■高齢者は特に注意を

熱中症患者の約半数が65歳以上の高齢者で、その原因は次のものがあります。

- ①暑さを感じにくく、気が付かないうちに高体温になりやすい
  - ②水分が不足しがちで、脱水症状になりやすい
  - ③汗をあまりかかず、体内に熱がこもりやすい
- 暑さの感じ方や抵抗力は人によって異なります。幼児や障害がある人なども熱中症になりやすいので、その家族は注意してください。

### 熱中症の症状と対処方法

症状	対処方法
軽い ・めまい、立ちくらみ ・筋肉のけいれん ・元気がない ・うとうと居眠り ・汗がとどんど出る ・気分が悪い	急いで水分補給（おすすめはスポーツドリンク）
やや重い ・だるい ・頭痛がする ・吐き気がある ・吐く ・無気力な感じがする	早急な応急処置を（涼しい場所で水分補給と体を冷やすこと）
重い ・意識がない ・返事がおかしい ・呼吸が速い ・手足が動かない ・体温が高い ・ひきつけを起こしている	救急車を呼んでください！（命に関わります！）

■熱中症の症状と対処法  
万一、熱中症になったら次の表を参考に対処してください。

■暑さを避ける環境づくりを！  
外出するときは日傘や帽子を着用し、こまめに休憩を取りましょう。  
また、熱中症は屋内でも起きます。扇風機やエアコンを適度に使用することはもちろんのこと、のどが渇いていなくてもこまめに水分を取りましょう。トイレを気にして水分を控えることも注意が必要です。

■暑さに備えた体づくりを！  
春から夏への季節の変わり目は気温の変化に体が慣れていません。ウォーキングなどの運動を1日30分、4週間程度続けると「汗をかく習慣」が身に付きますので、ぜひ日常生活に取り入れましょう。

ださい。



# 消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

## だまされないで！

～医療費や税金の還付金詐欺～

### 【事例】

自宅に「役場福祉課です。医療費の還付手続きを案内しています。お手元に還付請求手続きのはがきが届いていますか」と役場職員を名乗る男性から電話があった。

届いていないと答えると「こちらで受け付けします。近くのATM（現金自動預け払い機）へ行き、携帯電話で折り返し連絡をください」と指示された。

その後、ATMへ行き、携帯電話で連絡すると「私の指示通りにATMを操作してください」と言われたので、その通りに手続きを行った。

このような手続きをすることがあるのだろうか。

### 【ひとことアドバイス】

◇役場、税務署、社会保険事務所などの公的機関の職員を名乗り、電話で「医療費や税金の還付があるので手続きをしてください」と伝え、銀行やコンビニのATMから送金させる「還付金詐欺」の手口です。

◇公的機関がATMで還付金を返還することは絶対にありません。また、携帯電話を持ってATMに行くように伝える場合、詐欺を疑ってください。

◇そのような電話が掛かってきたら、ATMに行かずに、まずは役場消費生活相談窓口にご連絡ください。また、そのようなケースを見聞きした場合は情報をお寄せください。

相談は  
こちらへ...

役場消費生活相談窓口（町民課内）  
TEL 0796・36・1941（直通）  
たじま消費者ホットライン  
TEL 0796・23・1999  
※相談無料で秘密は厳守!!

こんな出し方していませんか？

## 不適正ごみの実例

⑧ 蛍光管編

ごみ収集の現場で実際にあった不適正ごみの実例を挙げながら、皆さんに正しい分別について学んでいただくこのコーナー。

8回目は「蛍光管」です。

## ◎出す時のポイント

- ◆蛍光管は購入時の筒や箱に入れるか、新聞紙などで包んで割れないようにしてから出してください。割れてしまった場合は新聞紙などに包んでから袋に入れてください。
- ◆蛍光管には微量の水銀が含まれています。危険防止のため割れない工夫をしてください。
- ◆袋から一部分がはみ出ても構いませんが、袋の口はしっかりと結んでください。

白熱電球、茶碗、ガラスなど「燃やさないごみ」が混ざっている



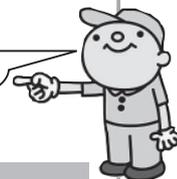
これらは、蛍光管と分けて「燃やさないごみ袋」に入れて燃やさないごみの日に出してください。

蛍光管だけを1つの「燃やさないごみ袋」に入れて蛍光管の日に出してください。蛍光管だけの場合なかなかいっぱいになりませんが、ごみ処理作業員などの

危険防止のため、他のごみとは分けてください。

※古い「燃やさないごみ袋」は蛍光管、燃やさないごみ、粗大ごみの3区分のごみに使用できます。

ちょっとおさらい！



ごみは「収集日当日の朝8時まで」に出してください。その日のごみの量や天候により、収集時間が前後することがありますので、必ず時間を守るようにしましょう。

## 7事業所11施設に増えました 新たに1事業者と福祉避難所協定を締結

4月22日、福祉避難所協定事業者連携会議が行われ、新たに町と株式会社カマダグループ（鎌田登充子代表取締役）が協定を締結、また新規施設として「グループホームむらおかの空・デイサービスいそうの花」が加わりました。今回の協定締結により、7事業者11施設となりました。福祉避難所とは、災害発生時に通常の避難所では避難生活が困難になり特別な配慮が必要な高齢者、障害者など要援護者のために開設される



▲協定書を交わす鎌田代表取締役（左）と浜上町長

ものです。

浜上町長は「高齢者や障害者にとつて一歩ずつではあるが対応が取れてきている。万一のためにも町として積極的に協力体制を取っていきたい」と語りました。

これに対し鎌田代表取締役は「余部地域での避難所は、小学校、地区公民館と私たちが運営をする『デイサービス知恵の輪』だろうと思っています。災害時には受け入れ態勢をと、積極的に対応をしたい」と力強く語られました。

その後の協定事業者と町との意見交換会では、「災害時のマンパワーが心配」「要援護者数に対して収容できる人数が限られている」といった意見も出されましたが、こうした意見に対して会議の中では「町と事業所が協議を重ね、さらに密接な連携を図ることが大切」との声が上がっていました。

## 木質バイオマスセンターが完成 森林資源の活用と次世代エネルギーの供給を！

5月9日、木質バイオマスセンター（村岡区長板）の竣工式典が同センターで行われ、関係者約70人出席。テープカットなどで完成を祝いました。

町内は面積の約86%を森林が占めていて、約50%がスギやヒノキの人工林です。それらの3分の2近くが樹齢40年生以上で、その活用方法が検討されています。

こうした森林資源の有効活用と環境の整備を促進する一環として、未利用間伐材をチップに加工し、次世代エネルギーである木質バイオマス



▲テープカットで完成を祝う関係者



▲完成した木質バイオマスセンターと作業用機械

発電用の燃料として供給しようと、香美・新温泉両町と北但西部森林組合（伍々博一組合長）が同センターを整備。総事業費は3億8千万円です。

式典で浜上町長は「町内は未利用の森林が多く、その活用が求められています。このセンターの完成で、森林産業の活性化はもとより経済林としての活用が期待されます」とあいさつ。

伍々組合長は「木質バイオマス発電所が県内でも整備され、バイオマスチップの需要も高まってくるものと考えられます。地域の貴重な財産である森林資源を活用することで、地域林業の推進を図りたい」と語ってくれました。



香美町教育長

# 朝倉寿文氏が就任

●問い合わせ先 町教育委員会教育総務課

5月19日に開催された町臨時議会で、朝倉寿文氏（73歳、小代区野間谷）が香美町教育長に選任されました。

朝倉氏は3月27日に急逝された森脇俊晴前教育長のあとを受け、5月20日に就任。任期は平成30年5月19日までです。

役場本庁舎で行われた就任式では「教育はまちづくりの重要な柱です。森脇前教育長のもとで作られた町教育振興基本計画を着実に進めていきます」と抱負を語られました。

朝倉氏は昭和16年9月生まれ。和歌山大学教育学部を卒業後、西宮市立浜甲子園小学校教諭を皮切りに主に但馬の小学校に勤務し、関宮町立関宮小学校長、美方町立小代小学校長を歴任。その後、町教育委員会委員や同委員長、また町教育長職務執行者などを務めてこられました。



## 春の叙勲

### 瑞宝双光章 田中音幸さん

(村岡区用野)

田中さんは、37年間消防職員として活躍され、平成20年に美方郡広域事務組合消防長に就任。平成23年に退職されるまで常に現場の最前線で活動されてこられ、このたび瑞宝双光章を受章されました。



## 春の褒章

### 黄綬褒章 上田穰さん

(村岡区宿)

上田さんは、スギヤヒノキの苗木作りに40年以上取り組んでこられ、平成11年に兵庫県山林種苗協同組合の理事に就任。平成20年から同組合の理事長に就任され、このたび黄綬褒章を受章されました。



# 文芸かみ

## 香住短歌会

散歩道空を仰げば一斉に赤白競いて咲く花水木  
 散りてゆく花びら両手に受け止めてわかち合  
 いたし有終の美を 岩本道代  
 夏近し皮脱ぎ落す竹の子の小枝生まれる節の  
 まにまに 大西弘  
 高らかな啼き声響く河川敷国鳥キジの赤き頭  
 よ 岡村美砂子  
 四月より社会人ですばあばよりお守り送るひ  
 と言添えて 川端幸代  
 海を裁ち真向いてきし舟の白背すじの伸びる  
 軽さ覚えり 小西松子

老い一人また身罷りて村の一塊消えてゆくよ  
 うなきみしさに居り 嶋田富美代  
 矢田川の溪谷沿いをバスは行く山吹の花咲き  
 て明るし 滝本正直  
 露のとうたら芽うどを天麩羅にはろ苦き味  
 に心浮き立つ 玉置美佐子  
 風に乗る車窓にはりつくし花一片そっと手に  
 取り風にもどしぬ 中村典子  
 朝ぼらけ沖に漕ぎ出す舟の音若布刈れよと啼  
 くホトトギス 沼田和代  
 デイサービシスショートステイで顔馴染みの媪  
 が今日も又一人逝き給ふ 原田明美

どっかりと水平線に着くや否や燃え立つ夕陽  
はしらずと沈む 藤原町子

◆定例会 (香住区中央公民館)  
毎月第二木曜日

午後1時30分〜午後4時



こんにちは、赤ちゃん



この記事につきましては、関係者の皆さんにホームページ上での公開承諾を得ておりませんので、個人情報保護によりホームページ上での掲載を控えさせていただきます。

※このコーナーは、先月(4/21～5/20)の届出分の内、承諾を得た方のみ掲載しています。(届出順・敬称略)

お悔やみ申し上げます

この記事につきましては、関係者の皆さんにホームページ上での公開承諾を得ておりませんので、個人情報保護によりホームページ上での掲載を控えさせていただきます。

※このコーナーは、先月(4/21～5/20)の届出分の内、承諾を得た方のみ掲載しています。(届出順・敬称略)

(コバヤシ)

今月号の取材に行った時は、どの日も晴れて天候に恵まれました。ただ日差しがきつく、気が付けば鼻の頭が日焼け。帽子をかぶっておけば良かったと後悔しています。これからは日差しも一段ときつくなるので、水分補給など熱中症対策に気を付けたいと思います。

編集後記

## 求人情報

詳細はハローワークにおたずねください

(平成 27 年 5 月 20 日現在、順不同)



●問い合わせ先 ハローワーク香住 TEL 0796・36・0137

### ＜フルタイム＞

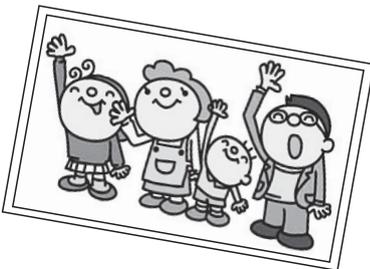
職種	事業所名	勤務地など	年齢	人数
食品製造	㈱フジワーク 豊岡営業所	香住食研㈱	不問	2
施設管理兼事務補助	兎和野高原野外教育センター	村岡区高井	不問	1
自動車整備	㈱ジェイアクロス	オートパルむらおか	不問	1
設計事務・営業	㈱西本設備	香住区森	59以下	1
機械工	山本マシン	香住区大谷	不問	1
漁協職員	但馬漁業協同組合	但馬漁業協同組合崇山支所	40以下	1
配達	㈱味さい	香住区香住	不問	2
一般事務			不問	1
機械オペレーター	美岡工業㈱	村岡区入江	不問	2
機械オペレーター	ヨシオカテクノ㈱	村岡区入江	不問	2
水産加工	モリタ食品㈱	香住区境	不問	2
フロント・サービス係	㈱三宝	香住区下浜	不問	2
水産加工	㈱丸近	香住区香住	不問	3
ガソリンスタンドスタッフ	㈱三輪清商店(香住インターSS)	香住区香住	45以下	1
土木技術者	㈱伊藤組	香住区若松	不問	1
製造	㈱トキワ	香住区三谷	不問	1
接客	㈱三七十	香住区香住	不問	2
水産加工	㈱ヤマヨシ	香住区上計	59以下	1
土木施工技術者	㈱中村組	香住区香住	不問	2
土木施工技術者	㈱中弥技建工業	香住区香住	不問	2
調理	公立八鹿病院組合	公立村岡病院	不問	1
調理補助・接客	平和焼肉	香住区七日市	18以上	1
トンネル作業(往込)	吉岡建設㈱ 佐伯事業所	新桃観トンネル作業所	18以上	2
トンネル特殊(往込)			18以上	6
調理師	㈱香住観光公社(ファミリー今子浦)	香住区境	不問	1

### ＜パートタイム＞

職種	事業所名	勤務地など	年齢	人数
旅館業務	㈱ニチレク お宿 ひさ家	村岡区大笹	不問	5
接客	㈱三七十	香住区香住	不問	1
精肉加工	㈱むらおか振興公社	村岡ファームガーデン	不問	1
調理	㈱マクアース 美方高原自然の家食堂	小代区新屋	不問	1
食品売場	㈱トヨタ(フレッシュバザール香住店)	香住区香住	不問	1
監督補助ほか	兵庫森林管理署	町内	不問	2
販売	㈱ナカケ	村岡区大糠	不問	1
サービス係	㈱三宝	香住区下浜	不問	6
水産加工	㈱丸近	香住区香住	不問	3
組立製造	エイワ電器㈱	村岡区村岡	不問	5
クリーニング	㈱伸和ビッドクリーニング守柄工場	香住区守柄	不問	1
調理補助・接客(往込)	平和焼肉	香住区七日市	不問	2

写真でつづる  
まちのできごと

# Photo News



## 木のぬくもりあふれる学び舎に！ 村岡小学校・幼稚園整備事業完成記念式典（4月25日、村岡小学校）

4月25日、村岡小学校・幼稚園整備事業完成記念式典が、多数の来賓や村岡小学校（石井一彦校長、96人）全児童が出席する中、行われました。

整備は平成25年度から2年間にわたり行われ、建物の耐震化に併せて老朽化した設備の更新や地元産のスギやヒノキを利用した木造木質化に取り組み、1期工事では、管理教室棟の耐震補強と大規模改修、2期工事では体育館の耐震補強と大規模改修、特別教室・幼稚園棟の木造改築を行いました。完成した校舎は木のぬくもりが感じられる建物となっています。

石井校園長が「木の学校の誕生にあたりご尽力いただいた多くの人に感謝します。心豊かでたくましい子どもを育て、地域になくてはならない学校にしていきたいと思います」と語った後、スライドに合わせて、元氣よく学校の特徴を紹介した児童たちは、校歌を斉唱し、式典に花を添えました。

式典終了後には、小

学校・幼稚園のPTA各代表、児童の代表、石井校園長が「オオヤマザクラ」の記念植樹を行ったほか、園児たちによる子どもみこし、また、山下晃功島根大学名誉教授が「世界に誇る木育教育を香美町から」と題して記念講演も行いました。



▲記念植樹を行う関係者



## 交通ルールを学びましょう！ うづか幼稚園・兎塚小学校交通安全教室（4月30日、兎塚小学校）

4月30日、うづか幼稚園と兎塚小学校で交通安全教室が行われ、園児、児童84人が交通ルールや自転車の正しい乗り方について学びました。

県交通安全室、県警交通安全企画課の協力によって、学科講習やグラウンドに設けたコースでの実技、また、自転車シミュレーターを利用した講習が行われました。

園児と小学1・2年生は小学校周辺の公道で歩き方の指導を受け、3年生以上は学科講習と自転車の実技講習を行いました。実技では、自転車に乗る前の安全点検について学んだ後、模擬コースで交差点での注意事項や、信号の見かたなどを確認しながら自転車に乗りました。

コースを走った6年生の黒田季月さん（村岡区福岡）は「難しかったです。信号をちゃんと見られない所もありました。気を付けて乗るようにしたいです」と語ってくれました。

また、自転車シミュレーターを体験した6年生の西垣大空さん（村岡区中大谷）は「色んな人が出てきて難しかったです。都会っぽくて普段の道の感覚とは違いました」と語ってくれました。

県警交通安全企画課の瀬戸山満警部補は「自転車はいかに安全に止まるかが重要です。毎日、練習をしてください」と注意を呼び掛けていました。



▲自転車シミュレーターを体験する児童たち

## 色とりどりのランナーが疾走!

第2回香住ジオパークマラソン(4月26日、香住区)

4月26日、第2回香住ジオパークマラソンが行われ、快晴のもと約1700人のランナーが健脚を競いました。

レースは5km、10km、フルマラソンの3つでいずれも香住漁港西港をスタートしジオパークの雄大な景色を見ながら走りました。フルマラソンは最大高低差が85m。ランナーはそれぞれの目標に向けて走っていました。中にはさまざまな仮装をして沿道の人を楽しませながら走るランナーの姿もあり、春の香住路を飾っていました。

沿道では、地元の人たちがさっそうと走るランナーに声援を送り、発着点となった香住漁港西港では、香住第一中学校吹奏楽部の部員がゴールに合わせて演奏し、ランナーを暖かく迎えていました。



▲海岸線を走り抜けるランナー

## 清流矢田川を楽しもう!

第28回小代溪谷まつり(5月4日、秋岡もみじ広場)

5月4日、第28回小代溪谷まつりが小代区の秋岡もみじ広場で行われました。

当日は、ヤマメ釣り大会が朝6時から始まり、40人の溪流釣りの愛好家が大物を釣り上げようと竿を垂らしていました。

また、会場では焼きヤマメ、うどん、そば、とちもち、金魚すくいなどのバザーやヤマメのつかみ捕り、但馬牛が当たる〇×クイズなどといったコーナーもあり、多くの家族連れや釣り人でにぎわいました。

ヤマメのつかみ捕りでは、多くの子どもたちが体長15cm以上のヤマメを捕まえようと奮闘。参加した子ども1人は、「魚を捕まえるのが難しかったけど、楽しかった」と祭りを満喫していました。



▲岩陰に潜むヤマメを探す子どもたち

## 新緑の中で森の遊び体験!

うわのツツジまつり(5月17日、兎野高原グリーン広場)

初夏を思わせるような好天の中、毎年恒例のうわのツツジまつりが5月17日、兎野高原グリーン広場で行われました。

会場を埋めつくす芝生の緑とツツジのオレンジのコントラストが訪れた人々の目を楽しませていたほか、石窯焼きピザ、うわの鍋、但馬牛ホルモン焼うどん、板仕野米塩むすびなどの「じげのグルメコーナー」には長い行列ができていました。

また、組み木工作やジャンボシャボン玉作り、ツリーイング体験ができる「森の遊びコーナー」では多くの子どもたちが楽しそうに遊んでいます。

ロープを巧みに使って木に登るツリーイングのコーナーでは、高さ7m近くにある枝の上から地上を見下ろすといった、普段ではできない体験も。参加した西村義弘さん・悠希さん親子(村岡区日影)は「初めて体験したがすごく楽しかった。ちょっと怖かったけど機会があればまた挑戦してみたい」と楽しそうに話してくれました。



▲ツリーイングを体験する人たち

## 役場各課など 主な施設の連絡先

役場本庁舎	36・1111(代表)
総務課	36・1111
財政課	36・1942
企画課	36・1962
税務課	36・1113
会計課	36・4321
町民課	36・1110
消費生活相談	36・1941
健康課	36・1114
福祉課	36・1964
農林水産課	36・0846
観光商工課	36・3355
建設課	36・1961
上下水道課	36・0420
議会事務局	36・1963

村岡地域局	94・0321(代表)
小代地域局	97・3111(代表)

町教育委員会	94・0101
香住区中央公民館 (香住区生涯学習センター)	36・3764
村岡区中央公民館	98・1366
小代地区公民館 (小代区地域連携センター)	97・3966

公立香住病院	36・1166
公立村岡病院	94・0111

香住文化会館	36・1026
香住老人福祉センター	36・5008
村岡老人福祉センター	98・1000
小代高齢者生活支援センター	97・2202

(すべての施設の市外局番：0796)

まちのうごき  
(平成 27 年 5 月 1 日現在)

合計	19,290 人 (- 18)
男	9,225 人 (+ 11)
女	10,065 人 (- 29)
世帯数	6,735 世帯 (+ 11)

カッコ内は前月比



◇問い合わせ先 町教育委員会生涯学習課

県指定文化財

## 下浜の流痕

先月号でご紹介したとおり、2月20日に県教育委員会は新たに9件の文化財を県指定文化財に指定し、その中に町内のものが2件含まれていました。先月号では「文堂古墳出土品」についてご紹介しましたが、今回はもう一方の「下浜の流痕」についてご紹介いたします。

「下浜の流痕」は新規指定の扱いとなっておりますが、正しくは名称の変更です。以前の名称は「漣痕化石」。こちらになじみがある人が多いのではないのでしょうか。

では、なぜ「漣痕化石」から「流痕化石」へと名称が変わったのでしょうか。その前に「漣痕」とはどのようなものなのかをご説明します。「漣」には「さ

ざなみ」という意味があります。さざなみとは水辺などに寄せては返す水の流れです。このさざなみの影響で底の砂や泥が巻き上げられてできる波のような模様のことを「さざなみのあと」、つまり「漣痕」といい、水の流れる方向に対して直交する方向にできます。

それに対して「流痕」も水の流れによってできますが、こちらは水の流れに対して平行にできます。

昭和49年の県指定文化財の指定時には成り立ちが明らかではなく、漣痕化石と名付けられました。しかし、近年行われた調査で流痕であると確認され、今回の名称変更となりました。

この流痕は、日本海形成初期(約20000〜1700万年前)の河川の底に堆積した泥の上についてたものであることが分かっています。泥の上に砂が堆積し、その上にまた泥が堆積するというように砂と泥とが交互に堆積してきました。その後、地殻変動で地表に現れ、風化の早い泥の層が失われたことで、ひさしのように突き出した砂の層の下面に流痕が現れました。

ちなみにこの流痕、村岡区村岡にも存在します。「海底面の流痕」と名付けられ、「下浜の流痕」よりも少し新しい14000〜16000万年前の浅い海底に作られたものです。海のそばにある「下浜の流痕」。それに対して標

高約270mにある「海底面の流痕」。この2つの「流痕」により日本海ができるときに淡水の環境から海へと変化していったことを知ることができます。



▲下浜の流痕



▲海底面の流痕



この「広報ふるさと香美」は、自然環境を考慮してソイ(大豆油)インキ、再生紙を使用しています。